

【3】経蔵の教えからみる仏弟子たちの一日

[0] 前節では律蔵の規定から、比丘たちの1日を考えてみた。この節では経蔵に説かれている比丘たちの1日のあるべき生活様態を見てみたい。経蔵は主に理念的な教えが記されたものであるから、1日の生活についてもこうあるべきという理想面が説かれているといえることができる。しかし生活は現実であって理念的な側面は少ないから、教えそのものも多くなく、しかも形式的なものが多い。

[1] そのもっとも典型的な教えは、1日全体について、

昼は経行と坐禅により諸々の蓋法より心を清浄にせよ。夜の初分には経行と坐禅により諸々の蓋法より心を清浄にせよ。夜の中分には右脇により獅子の如く臥せ。足に足を重ね、念あり正知ありて、起きなければならないという想を常に作意せよ。夜の後分には起き出でて、経行と坐禅により、諸々の蓋法より心を清浄にせよ⁽¹⁾。

とされるものである。これに相当する漢訳は

於昼日若行若坐。常念一心除衆陰蓋。彼於初夜若行若坐。常念一心除衆陰蓋。乃至中夜夜偃右脅而臥。念當時起繫想在明心無錯亂。至於後夜便起思惟。若行若坐常念一心除衆陰蓋⁽²⁾。

若昼日経行。除去悪念諸結之想。復於初夜後夜経行。除去悪結不善之想。復於中夜右脇著地以脚相累。唯向明之想。復於後夜出入経行。除去不善之念⁽³⁾。

などとされている。これによれば睡眠は夜の中分のみにとり、他の時間のすべては禅定や経行などに励んで、心を清らかにすべきであるとされていることになる。

この他にも、

何が習行修習 (āsevanā-bhāvanā) であるか。比丘が朝時においても習し (āsevati)、午時においても習し、夕方時においても習し、食前においても習し、食後においても習し、初夜においても習し、中夜においても習し、後夜においても習し、夜分においても (rattim pi) 習し、昼時においても (divā pi) 習し、昼夜においても (rattindivā pi) 習し、……⁽⁴⁾。

朝にも、午時にも、夕方時にも、食前にも、食後にも、初夜にも、中夜にも、後夜にも……⁽⁵⁾。

として、朝時、午時、夕方時、夜の初分、中分、後分において修行に励むべきだとするものもあり、食前と食後と夜に分けて、

常に念ありて学すべき時刻、時節として、食前にも、食後にも、初夜にも、中夜にも、後夜にも……⁽⁶⁾。

とするものもあり、また昼夜に分けて、

夜にも随観し、昼にも随観し、昼夜にも随観する⁽⁷⁾。

とするものや、日中に限って、

朝時に用いる覚支を朝時に用いて住し、午時に用いる覚支を午時に用いて住し、夕方時に用いる覚支を夕方時に用いて住する⁽⁸⁾。

比丘あり。朝時に熱心に定に励み、午時に熱心に定に励み、夕方時に熱心に定に励む

(9)。

とするものもある。

要するに日中でも夜でも、食前でも食後でも、常に心を集中して精進すべきだということであって、いかにも経蔵らしい教えといえるであろう。

(1) *MN.107 Gaṇakamoggallāna-s.* vol.III p.003, *SN.35-120, 35-198* vol.IV pp.104~105, 177, *Mahāniddeśa* p.377, *Mahāniddeśa* p.484。その類型は *MN.39 Mahā-assapura-s.* vol. I pp.273~274, *MN.53 Sekha-s.* vol. I p.355, *AN.3-16* vol. I p.114, *AN.4-37* vol. II p.040, *AN.8-9* vol. IV p.168 などに見られる。

(2) 『長阿含』20「阿摩昼經」大正01 p.084下、『増一阿含』21-6 大正02 p.604上

(3) 『増一阿含』49-8 大正02 p.802上、「仏説梵網六十二見經」大正01 p.265下

(4) *Paṭisambhidāmagga* p.030

(5) *Mahāniddeśa* p.067, *Mahāniddeśa* p.476

(6) *Mahāniddeśa* p.347, *Cullaniddeśa* p.264

(7) *MN.19 Dvedhāvītakka-s.* vol. I p.116

(8) *SN.46-4* vol. V p.071

(9) *AN.3-19* vol. I p.115

[2] また食事時分については、乞食や招待食についての教えがある。乞食については、比丘は朝時に衣を着け、衣鉢をもって、町や村に入って乞食する。そのとき身・語・心を守らなければ死に至る⁽¹⁾。

とする。また、

比丘らは朝時に衣を着け、衣鉢をもって、町や村に入って乞食する。彼らはそこで法を説き (*dhammaṃ bhāsanti*)、家の主人は信樂より彼らになすべきことをなす。彼らはこれに着せず、惑わされない。彼らは死に至ることはない。もしこれに着し、惑わされるならば死に至る⁽²⁾。

とするものもある。第4・5節で述べるように、乞食中に家に招き入れられて座を設けられ、食事の供応を受ける時があり、そのときには家の者たちに説法をすべきであるというのであろう。

また招待食については、

世尊は説法された。「比丘らよ、ある比丘はある1つの村に依止して住する (*upanissāya viharati*)。村の長者たちは彼を翌日の食事に招待し、彼は夜をすぎて朝時に長者の家に行って設けの座に坐す。そして食事を終わった後に、このようなことが長く続くとよいと思う。この比丘は放逸に住するのである。しかしある比丘はそのように思わない。この比丘は不放逸に住するのである」と⁽³⁾。

とされている。

(1) *SN.20-10* vol. II p.271。他に *AN.4-122* vol. II p.125, *AN.5-76* vol. III pp.095, 096, 098, 099 がある。漢訳の『雑阿含』620 大正02 p.173下、『雑阿含』708 大正02 p.190上、『雑阿含』1173 大正02 p.314上、『雑阿含』1259 大正02 p.345中、『雑阿含』1260 大正02 p.345下も同趣意である。

(2) *SN.20-9* vol. II p.269

(3) *AN.3-121* vol. I p.274

[3] 午後時分は【4】 【5】において述べるように「昼日住 (divāvihāra)」に住することが多いが、これについては、

彼は食後 (pacchābhattam)、乞食から帰って (piṇḍapātaṭikkanto)、身を端正にして、念を面前に置いて結跏趺坐する。その場所は、遠離した臥坐処を用いる (vivittam senāsanam bhajati)。すなわち阿蘭若、樹下、山、洞窟 (kandara)、山の洞窟 (giri-guhā)、墓所 (susāna)、山林 (vanapattha)、露地 (abbhokāsa)、稻積み (palālapuñja) などである (1)。

とされ、あるいは簡単に、

彼は食後、乞食から帰って、身を端正にして、念を面前に置いて結跏趺坐する (2)。とされている。これを見てもわかるように「昼日住」とは僧院を出て、閑静な林中・樹下などにおいて独坐 (paṭisallāna) することである。

(1) DN.2 Sāmaññaphala-s. vol. I p.071, DN.25 Udumbarika-sihanāda-s. vol. III p.049, AN.5-76 vol. III p.100

(2) MN.27 Cūlahatthipadopama-s. vol. I p.181, MN.38 Mahātaṇhā-saṅkhaya-s. vol. I p.269, MN.39 Mahā-assapura-s. vol. I p.274, MN.51 Kandaraka-s. vol. I p.346, MN.107 Gaṇakamoggallāna-s. vol. III p.003, AN.4-198 vol. II p.210

[4] 夕方時分の過ごし方としては、如来についていわれているものであるが、次のようなものがある。

獅子は夕方に住処を出て、あくびし、四方を眺めて三度師子吼する。獅子とは如来のことであって、衆生に説く法は師子吼である (1)。

独坐から起たれた世尊は、しばしば講堂など比丘の集会所において比丘らに説法をされたことは【4】で述べる。

(1) AN.5-99 vol. III p.121, AN.10-21 vol. V p.032

[5] あるべき夜の過ごし方はすでに見たように、初分と後分は禅定をして、睡眠は中分のみに限ることが望ましい。これは律蔵にも説かれている。

初夜には自業を思惟し、中夜には右脇を下にして師子王の如く臥し、両脚を累ねて、口を合して舌を上はぐきにささえ、右手を枕にして左手を舒して身上に順じ、念慧を捨てず起きるの想を思惟して、日出に至るまで眠るを得ず。後夜に起きて正坐して自業を思惟する (1)。

また『僧祇律』には、油の少ない時には、灯は寝るときに消して後夜にまたつけるというから、暗いうちに起床したのである (2)。

(1) 『僧祇律』巻35 大正22 p.507上

(2) 大正22 p.512下

[6] また経蔵にはみだりに在家者を訪ねるべきでないことが教えられている。

阿蘭若比丘 (ārañṇaka bhikkhu) にしてサンガ中に到り、サンガ中に住する者 (saṃghe viharanto) は、食前食後に (purebhattam pacchābhattam kulesu) 諸善家

を訪問してはならない。非時行をしばしばなす、サンガ中に到ってもそうであろうという評判が立つからである (1)。

律蔵の規定は午後から夜明けまでの非時には、特別の所用がないかぎり村落に入ってはならないというのであるが、経蔵ではそれが食後はもちろん食前まで広げられているわけである。

(1) *MN.69 Gulissāni-s.* vol. I pp.469~471